

令和元年12月17日

国立大学法人大分大学

学長 北 野 正 剛 殿

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学の
ガバナンスに関する調査・検証委員会

委員長 岡 村 邦 彦

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会は、令和元年8月に実施された経済学部長の指名に際し、経済学部の教職員が執った行為などの経緯及び適法性並びに貴大学におけるガバナンスの確立に関し必要と認められる事項について調査・検証を行うという、貴大学から与えられた任務について調査・検証を終えたので、報告する。

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する
調査・検証委員会 報告書

令和元年 1 2 月 1 7 日

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する
調査・検証委員会

目 次

第 1	当委員会設置の目的等	1
第 2	当委員会の調査・検証事項	1
第 3	経済学部長選考に関する大分大学及び経済学部の規定	2
1	「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」	
2	「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」	
3	「学部長候補者の選挙に関する経済学部教授会確認事項」	
第 4	調査・検証事項（1）経済学部長の指名に至るまでの経緯等	3
第 5	調査・検証事項（2）「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」と経済学部の「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等との関係及びその運用状況	6
第 6	調査・検証事項（3）その他国立大学法人大分大学におけるガバナンスの確立に関し必要と認められる事項	12

第1 当委員会設置の目的等

1 調査・検証委員会の設置の目的

大分大学は、令和元年9月2日、国立大学法人大分大学のガバナンス改革の一環として平成27年4月1日に施行された「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程（平成27年規程第3号）」に基づく学長による経済学部長（現経済学部長の理事就任に伴い、任期は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの現経済学部長の残任期間）の指名に際し、経済学部の教職員が執った当該規程に違反する行為など、その経緯等を明らかにするとともに、関係法令等に照らしてこれを検証し、将来にわたる経済学部の適正な管理運営を確保するため、「経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会設置要綱」（以下「当委員会設置要綱」という。）を制定し、当委員会を設置した。

2 調査・検証方法など

当委員会設置要綱第4条1項には「委員会は、調査・検証に当たっては、総務部総務課、経済学部事務部等関係部署から必要な文書、録音等の提出を求め、関係教職員の証言等に基づき本件問題の経緯等を調査するとともに、関係する法令、規程等に照らしてこれを検証する。」と定められており、同条2項は、「経済学部事務部、総務部総務課等関係部署及び関係教職員は、委員会の調査・検証に誠実に協力しなければならない。」と規定している。

よって、当委員会は、同規定に基づき、文書等の提出を求め、関係者の意見陳述を聴取し、本件について必要な調査・検証を行った。

第2 当委員会の調査・検証事項

当委員会設置要綱第3条により、当委員会が調査・検証すべき事項は次のとおりである。

- (1) 経済学部長の指名に至るまでの経緯等の調査
- (2) 「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」と経済学部の「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等との関係及びその運用状況
- (3) その他国立大学法人大分大学におけるガバナンスの確立に関し必要

と認められる事項

第3 経済学部長選考に関する大分大学及び経済学部の規定

1 「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」

同規程第4条及び第5条は、学部長の選考手続について次のとおり定めている。

第4条 学長は、学部長等を選考するに当たり、現に学部長等である者又は当該学部若しくは研究科（以下「学部等」という。）の職員に、学部等の状況、課題等及び学部長等としてふさわしい資質・能力等について意見を聴取するものとする。

2 学長は、学部長等を選考する場合は、大学運営における自らの方針を提示した上で、前条に規定する選考の基準に該当する者のうちから、1人又は複数の者を選考し、現に学部長等である者に通知するものとする。

3 前項の規定により選考された者は、同項の方針を踏まえ、その方針に対する見解及び学部等の運営に関する構想について、所信調書（別記様式）を提出する。

4 学長は、前項の規定による所信調書を提出した者について、面談を実施し、必要に応じ、現に学部長等である者又は学部等の職員の意見を聴取し、学部長等を選考するものとする。

第5条 学長は、前条に規定する選考の手続を経て、学部長等を任命する。

2 「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」

同要項第2は、学部長候補者の選出について次のとおり定めている。

第2 経済学部教授会（以下「教授会」という。）は、候補者選出のための選挙を行う。

2 前項の選挙有資格者は、経済学部の教授、准教授、専任講師及び助教とする。

3 第1項による選挙の結果、有効投票数の過半数を得た者を当選者とす

る。

- 4 前項に該当する者がいないときは、得票多数の2人について選挙を行う。
- 5 前項による選挙の結果、有効投票数の過半数を得た者を当選者とし、得票同数の場合は、先任順とする。

3 「学部長候補者の選挙に関する経済学部教授会確認事項」

同確認事項には、次のとおり規定されている。

I 投票方法及び得票発表形式

- (1) 大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項第2に基づく投票を行い、得票順に得票数を発表する。本投票において有効投票数の過半数を得た者を学部長候補者とする。
- (2) (1)の投票において学部長候補者が決定しない場合は、得票上位2位までについて最終投票を行い、得票順に得票数を発表した上で、得票上位者を学部長候補者に決定する。
- (3) (2)の投票において、得票最高位者が複数の場合の順序決定については、本学部教授の先任順とし、これが同順位の場合は、准教授の先任順とする。なお、その順位まで同じ場合は、年長の順とする。

III 辞退

学部長候補者に選出された者は、正当な理由なく辞退できない。

第4 調査・検証事項(1) 経済学部長の指名に至るまでの経緯等

本件の経済学部長の指名に至るまでの経緯は次のとおりである。

1 令和元年7月22日

- (1) 北野正剛学長（以下「学長」という。）が、前経済学部長大崎美泉教授（以下「大崎前学部長」という。）に対し、口頭で令和元年10月1日付けでの理事就任の要請を行い、大崎前学部長がこれを了承した。

同日、学長が、大崎前学部長に対し、口頭で、次期経済学部長選任のスケジュールとして、8月9日までに次期学部長候補者を連絡、8月16日までに当該候補者に所信調書提出を依頼、8月19日～8月22日までの間で学部長候補者と学長との面談を行うことを伝えた。

(2) 大崎前学部長は、学長との面談後、直ちに経済学部に戻り、四役会を開催し大崎前学部長の理事就任と次期学部長選考スケジュールを報告した。

四役会では、学長の示した次期学部長選考スケジュールを基に経済学部における次期学部長選考のスケジュールを協議し、8月7日と8日に臨時教授会を開催し、7日に経済学部の現状、問題点、課題、解決の方向性について議論し、8日に次期学部長候補者選出のための選挙を実施することを確認した。

2 同年8月7日

経済学部教授会開催

3 同年8月8日

(1) 経済学部教授会で、次期経済学部長候補者選出のための選挙が行われ、石井まこと教授（以下「石井教授」という。）が次期学部長候補者に選出された。

(2) 教授会終了後、大崎前学部長が、次期経済学部長候補者として石井教授1名のみが記載された、令和元年8月8日付け、同人作成名義の「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書を持参し、学長と面談したが、同文書の提出には至らず、学長の求めに応じ、教授会における選挙によって次期経済学部長として得票のあった5人の氏名、肩書きを回答した。

(3) 学長が、高見博之教授（以下「高見教授」という。）に対し、「所信調書」の提出を依頼した。

(4) 学長から、大崎前学部長及び高見教授に対して「令和元年10月1日付け次期学部長選考のスケジュールについて」と題する文書がメール送信された。

4 同年8月8日～8月16日までの経済学部の動き

(1) 8月8日、大崎前学部長が、経済学部の四役会に、学長との面談の際に持参した令和元年8月8日付け、同人作成名義の「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書の提出に至らなかったこと、学長の求めに応じ、教授会における選挙によって次期経済学部長として得票のあった5人の氏名、肩書きを回答したことを報告したところ、その対応について厳しい非難を受けた。

この日又は8月9日の四役会において学長宛に同文書を再度提出すること、経済学部としての対応について協議するため8月19日に教授会を開催することが決められた。

- (2) 8月9日、大崎前学部長が、再度、学長宛に令和元年8月8日付け、同人作成名義の「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書を提出しようとしたが、学長は、これを受領しなかった。
- (3) 8月12日、市原宏一教授（以下「市原教授」という。）が、経済学部のメーリングリストに「学部長選挙結果が反映されていないことについての要請」と題するメールを掲載した。
- (4) 8月16日、高見教授が、学長宛、メールで「所信調書」を提出した。
- (5) その後開かれた同日の四役会で、再度、学長宛に、令和元年8月8日付け、大崎前学部長作成名義の「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書を提出すること、令和元年8月16日付け、大崎前学部長作成名義の「次期学部長適任者に関わる意見聴取における経済学部長の瑕疵について」と題する文書、令和元年8月16日付け、大崎前学部長作成名義の「高見博之候補による所信調書提出取りやめについて」と題する文書を提出することが決められた。

なお、この日の四役会には、構成員以外の経済学部教員複数名も立ち会っていた。

- (6) 高見教授が、学長宛に、「所信調書」を撤回させてもらいたいとのメールを送信した。
- (7) 上記四役会終了後、大崎前学部長は、経済学部の他の教員立ち会いのものと上記（5）記載の3通の文書を学長室に持参したが、学長はこれを受け取らなかった。

5 同年8月19日

- (1) 経済学部教授会開催
- (2) 大崎前学部長が、上記4の（5）記載の3通の文書を再度学長宛提出しようとしたが、学長はこれを受け取らなかった。
- (3) 高見教授が、既に提出済みの「所信調書」に捺印した。

第5 調査・検証事項（２）「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」と経済学部「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等との関係及びその運用状況

- 1 「国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程」について
「国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程」第2条（3）は「『内部規則』とは、法人規則、学則（大学院学則を含む。以下同じ。）、規則、規程、細則及び内規をいう。」と定め、国立大学法人大分大学における規程等の体系及びその序列を定めている。

また、同規程第10条1項は「細則は、法人規則、学則、規則又は規程を実施するために必要な事項について規定するものとし、学長又は部局長等が定める。」と規定し、同第11条は「内規は、規程及び細則の解釈・運用上の約束事項について規定するものとし、学長又は部局長等が定める。」と規定しており、規程の下位規定である細則、内規は上位規定である規程の規定内容に抵触しない範囲で制定されることが定められている。

- 2 「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」及び「学部長候補者の選挙に関する経済学部教授会確認事項」（以下「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等という。）の位置づけ

「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等は、「国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程」第2条（3）に規定する「内部規則」の体系に含まれない、経済学部教授会において定められた自主的な規定というべきであるが、その性質上、国立大学法人大分大学の内部規則に抵触することが許されないことは明らかである。

- 3 「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」の規定内容

- （1）「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」第4条1項は、
「学長は、学部長等を選考するに当たり、現に学部長等である者又は当該学部若しくは研究科（以下「学部等」という。）の職員に、学部等の状況、課題等及び学部長等としてふさわしい資質・能力等について意見を聴取するものとする。」と規定しており、意見聴取の方法について特に限定を設けていないことから、学長は、その裁量により広く、任意の方法で意見聴取することができると解される。

また、同規程は、「学部等の状況、課題等及び学部長等としてふさわしい資質・能力等について意見を聴取するものとする。」と定めており、学部等が特定の個人1人を学部長候補者として推薦することを予定していない。

このことは、同規程が、後記経緯により制定されたものであることから明らかである。

- (2) また、同規程第4条2項は、「学長は、学部長等を選考する場合は、大学運営における自らの方針を提示した上で、前条に規定する選考の基準に該当する者のうちから、1人又は複数の者を選考し、現に学部長等である者に通知するものとする。」と定めており、同条3項は「前項の規定により選考された者は、同項の方針を踏まえ、その方針に対する見解及び学部等の運営に係る構想について、所信調書（別記様式）を提出する。」と規定している。

さらに、同条4項は「学長は、前項の規定による所信調書を提出した者について、面談を実施し、必要に応じ、現に学部長等である者又は学部等の職員の意見を聴取し、学部長等を選考するものとする。」と規定している。

よって、上記規定内容から、学長は、自らの基準に基づき選考した1人又は複数の者に対して、所信調書の提出を求めることができ、所信調書を提出した者から、学部長等を選考することになるものと認められる。

4 「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」（平成27年1月26日制定）が制定されるに至った経緯

- (1) 大分大学では、従前、学部長の選考について「国立大学法人大分大学学部長選考規程」（平成16年4月1日制定、平成27年3月31日廃止）が存在し、同規程第2条は「学部長は、学部の教授（教授予定者を含む。）のうちから、当該学部の教授会の議に基づき、学長が選考し、任命する。」と規定していた。また、これを受けて規定された経済学部の「大分大学経済学部長選考規程」（平成16年4月1日制定、平成27年3月9日廃止）では、学部長候補者は教授会の選挙により選出するものと規定されていた（同規程第4条）。

このため、大分大学では、学部長は、教授会で選挙された候補者1名を学長が任命する取扱いとなっていた。

(2) しかしながら、その後、国の中央教育審議会大学分科会において「大学のガバナンス改革の推進について」の審議が行われ、平成26年2月12日に取り纏められた「審議まとめ」では「学長等は、学長のビジョンや大学の経営方針を共有して適切な役割を果たすことのできる学部長を任命することが必要である。しかしながら、現状の学部長の選考は、「当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。」としている教育公務員特例法に由来する慣行から、教授会での意向投票の結果がそのまま尊重される場合が多く、持ち回りになっている場合すら見られる。学部長についても、その職責を果たすにふさわしい人材を選考できる仕組みになっているかどうか大学全体で再点検すべきである。例えば、複数の候補者の中から学部長を指名するなど最終的には、理事会や学長の判断により学部長を任命すべきである。」との提言がなされた。

(3) これを受けて、大分大学は、「国立大学法人大分大学のこれからの在り方検討懇談会」を設置し、同懇談会は、平成26年9月10日付け「第一次答申」の「2 学部長等の選考・業績評価について」の項において、「学部長の任命については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に『教授会の議に基づき学長がこれを行う。』と規定されている。しかしながら、教特法が適用されなくなった法人化後にあっても大分大学では、『学部の教授会の議に基づき、学長が選考し、任命する。』と規定しており（国立大学法人大分大学学部長選考規程第2条）、学部長は学部教授会で選出された候補者1人を学長が任命しているため、学長の選考権限は形式的なものとなっている。」と指摘した上で、選考方法について「学部長の選考については、学長が、将来像・将来ビジョン、経営方針を共有できる人物を、自ら責任をもって指名すべきである。なお、学部長は学部の運営に責任を持つ立場であることから、学長が選考するに当たっては、学部からの適切な情報を得ることも不可欠であり、必要に応じ、学部の意見を聴取することも考えられる。」との提言を行った。

(4) このような経過を経て、大分大学では、従前の「国立大学法人大分大学

学部長選考規程」（平成16年4月1日制定、平成27年3月31日廃止）を廃止し、新たに「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」（平成27年1月26日制定）を制定するに至ったものである。

よって、「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」と経済学部の「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等との関係及びその運用状況については、以上の経過を十分に踏まえた上で検証する必要がある。

5 「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」と経済学部の「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等との関係及びその運用状況について

- (1) 前記のとおり、「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」第4条1項は、学長は、学部等の状況、課題等及び学部長等としてふさわしい資質・能力等について意見を聴取すると定めているが、学長が、意見聴取の中で、学部等が学部長等としてふさわしいと考える特定の個人について意見聴取することは予定していない。

これは、前記、「中央教育審議会大学分科会」の平成26年2月12日付けの提言及び「国立大学法人大分大学のこれからの在り方検討懇談会」の平成26年9月10日付け「第一次答申」を受け、従前の「国立大学法人大分大学学部長選考規程」を廃止し、学部長は、教授会において選挙された者1人を学長が任命するとの取扱いを抜本的に改めた結果である。

また、「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」第4条1項は、意見聴取の方法について何ら制限を設けておらず、学長は、任意の方法で意見聴取することができると解される。

- (2) これに対し、経済学部の「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」（平成28年1月13日経済学部教授会決定）等（以下「要項等」という。）は、学部長候補者については、教授会の選挙により1名を選出するものと定めており、学部長は、学長から、学部長選考について意見を求められた場合には教授会の選挙で選ばれた者1名を候補者として伝達するとの運用がなされている。

- (3) このような、要項等の規定内容及び運用は、大分大学において、従来行

われていた、学部長は教授会において選挙された1名を学長が任命すると
の制度を抜本的に改め、現行の「国立大学法人大分大学学部長等の選考に
関する規程」を制定したと明らかに矛盾しており、要項等の規定内容
及びその運用は、上記規程に抵触するものといわなければならない。

また、要項等は、現行の「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関す
る規程」（平成27年1月16日制定）が制定された際、これと平仄を合
わせるため、学部長候補者を教授会の選挙により選出すると定めていた経
済学部の「大分大学経済学部長選考規程」（平成16年4月1日制定、平
成27年3月9日廃止）が廃止されたにもかかわらず、その後に、教授会
で決定された（平成28年1月13日経済学部教授会決定）ものであり、
この点からも要項等の規定及びその運用は、「国立大学法人大分大学学部
長等の選考に関する規程」に抵触するというべきである。

- （4）さらに、前記のとおり、今回の学部長選考に当たり、経済学部は、学長
が提出に及ばないとした石井教授1名が学部長候補として記載された令和
元年8月8日付け、大崎前学部長作成名義の「学部等の現状、課題等及び
学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書をその後3度
にわたり、学長宛提出しその受領を求めている。

このような行動は、学部長選考に際し、学部教授会で選挙された1人を
学長が任命するという従来の取扱いを廃し、学長は、各学部から特定の候
補者について推薦を受けるのではなく、任意の方法で、学部等の状況、課
題等及び学部長等としてふさわしい資質・能力等について意見を聴取する
と定めた「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」に抵触す
る。

また、このような行動は、学部長は、学部教授会で選挙された1人のみ
を学部長候補者として学長に報告しなければならず、学長もまた、これを
受領すべきであり、これを受領しない以上「学部等の現状、課題等及び学
部長等にふさわしい資質・能力等について」聴取したことにはならないと
の考えに基づくものと判断されるが、前記「国立大学法人大分大学学部長
等の選考に関する規程」制定の経緯及び同規程の規定内容からして、その
ような考え方が同規程と相容れないものであることもまた明らかである。

(5) なお、当委員会の意見聴取において、教授会での選挙は単に学部としての適任者を選考するものにすぎず、学長は、これに拘束されないから「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等は「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」に抵触しないとの意見も述べられた。

しかしながら、「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等の制定経緯、規定内容及び運用から見て、要項等は上記意見を前提としても「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」に抵触するものと判断される。

(6) また、意見聴取では、過去2回の経済学部長選考においては、選挙の実施により1人のみを学部長候補者とした意見聴取が行われたにもかかわらず、今回、何の事前連絡もなく上記方法による意見聴取が行われなかったことは「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」に則った運用とはいえず、経済学部が大崎前学部長作成名義の「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書を3度にわたり、学長宛提出しその受領を求めたのは「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」に則った運用を求めたにすぎないとの意見も述べられた。

確かに、過去2回の経済学部長選考においては、選挙の実施により1人のみを学部長候補者とした意見聴取が行われたことが認められるが、前記のとおり、「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」第4条1項は、学長の意見聴取の方法について特に制限を設けておらず、規程上、学長が、学部長候補者1人のみを記載した「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書を受領する方法により意見聴取を行わなければならないものとは認められない。

(7) さらに、学長が、高見教授に対し、所信調書の提出を求め、同人が所信調書を提出したのに対し、経済学部が、これを撤回するように求めたことは、学長が、自らの基準に基づき選考した1人又は複数の者に対して、所信調書の提出を求めることができ、所信調書を提出した者から、学長が学部長等を選考すると規定した「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」に基づく手続を妨げるものであり、同規程に抵触するものと判

断される。

6 当委員会の結論

以上のことから、当委員会は、経済学部「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等及びその運用は、「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」に抵触するものと判断する。

第6 調査・検証事項（3）その他国立大学法人大分大学におけるガバナンスの確立に関し必要と認められる事項

当委員会は、調査・検証事項（1）経済学部長の指名に至るまでの経緯等及び同（2）「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」と経済学部の「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等との関係及びその運用状況について調査・検証を行ったが、当委員会で調査が可能であった事実関係の範囲は上記調査・検証事項に関するものに限られていたことから、国立大学法人大分大学におけるガバナンスの確立に関し必要と認められる事項一般について、当委員会の意見を形成することは困難と判断し、同事項についての判断は留保することとした。

以上

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する
調査・検証委員会 資料 1 ～ 1 5

令和元年 1 2 月 1 7 日

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する
調査・検証委員会

資料 1

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会設置要綱

資料 2

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会委員名簿

資料 3

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会における調査・検証の状況

資料 4

国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程

資料 5

大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項

資料 6

学部長候補者の選挙に関する経済学部教授会確認事項

資料 7

国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程

資料 8

国立大学法人大分大学学部長選考規程（旧規程）

資料 9

大分大学経済学部長選考規程（旧規程）

資料 10

令和元年8月8日付け、大崎前学部長作成名義の「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」と題する文書

資料 11

令和元年8月12日付けの市原宏一教授及び西村善博教授作成の「学部長選挙結果が反映されていないことについての要請」と題するメール

資料 12

令和元年8月16日付け、大崎前学部長作成名義の「次期学部長適任者に関わる意見聴取における経済学部長の瑕疵について」と題する文書

資料 13

令和元年8月16日付け、大崎前学部長作成名義の「高見博之候補者による所信調書提出取りやめについて」と題する文書

資料 14

令和元年8月16日付け、大崎前学部長作成名義の「学長への書類の提出について」と題するメール

資料 15

令和元年8月16日付け、大崎前学部長作成名義の「追伸」と題するメール

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会設置要綱

令和元年 9 月 2 日制定

学 長 裁 定

(設置)

第 1 条 国立大学法人大分大学のガバナンス改革の一環として平成 27 年 4 月 1 日に施行された、「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程（平成 27 年規程第 3 号）」に基づく学長による経済学部長（現経済学部長の理事就任に伴い、任期は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの現経済学部長の残任期間）の指名に際し、経済学部の教職員が執った当該規程に反する行為など、その経緯等を明らかにするとともに、関係法令等に照らしてこれを検証し、将来にわたる経済学部の適正な管理運営を確保するため、経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する調査・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、弁護士、公認会計士等外部の有識者 3 人の委員により構成し、委員の互選により委員長を選任する。

2 委員は、その職務上知り得た情報をみだりに第三者に漏えいしてはならないものとする。

(調査・検証事項)

第 3 条 委員会が調査し、検証する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経済学部長の指名に至るまでの経緯等の調査
- (2) 「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」と経済学部の「大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項」等との関係及びその運用の状況
- (3) その他国立大学法人大分大学におけるガバナンスの確立に関し必要と認められる事項

(調査・検証の方法、関係者の協力義務等)

第 4 条 委員会は、調査・検証に当たっては、総務部総務課、経済学部事務部等関係部署から必要な文書、録音等の提出を求め、関係教職員の証言等に基づき本件問題の経緯等を調査するとともに、関係する法令、規程等に照らしてこれを検証する。

2 経済学部事務部、総務部総務課等関係部署及び関係教職員は、委員会の調査・検証に誠実に協力しなければならない。

(委員会の傍聴)

第 5 条 委員会の傍聴については、委員会において決定する。

(調査・検証結果報告書)

第 6 条 委員会は、調査・検証が終了したときは、速やかに学長に対し、調査・検討結果報告書を提出するものとする。

(設置期間)

第 7 条 委員会の設置期間は、令和元年 9 月から調査・検討の終了までの期間とする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、総務部総務課とし、その事務処理に当たっては、必要に応じ、経済学部事務部及び総務部人事課の協力を得て、これを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

○ 調査・検証委員会委員名簿

氏 名	現 職
委 員 長 岡 村 邦 彦	岡村法律事務所 弁護士
貞 閑 孝 也	貞閑公認会計士事務所 公認会計士
三 浦 洋 一	一般財団法人 大分大学経済学部同窓会 四極会 会長代行 (元 大分銀行副頭取)

経済学部長の指名と国立大学法人大分大学のガバナンスに関する
調査・検証委員会における調査・検証の状況

委員会	調査・検討事項	日時・場所
第 1 回	委員長互選，委員会の設置に至った経緯等の説明， 調査・検証スケジュール	令和元. 10. 8(火) 10:00～12:00 大分大学事務局棟 3 階 第 2 会議室
第 2 回	意見陳述及び質問 ・市原宏一教授（元経済学部長） ・下田憲雄教授（元経済学部長）	令和元. 11. 5(火) 15:00～17:00 ホルトホール大分内 サテライトキャンパスおおい た講義室
第 3 回	意見陳述及び質問 ・大崎美泉理事（前経済学部長） ・高見博之経済学部長	令和元. 11. 28(木) 10:00～12:00 ホルトホール大分内 サテライトキャンパスおおい た講義室
第 4 回	「調査・検証結果報告書」（案）作成，検討	令和元. 12. 6(金) 10:00～12:00 ホルトホール大分内 サテライトキャンパスおおい た講義室
第 5 回	「調査・検証結果報告書」（案）作成，検討	令和元. 12. 13(金) 10:00～12:00 ホルトホール大分内 サテライトキャンパスおおい た講義室
第 6 回	「調査・検証結果報告書」決定	令和元. 12. 17(火) 10:00～10:30 大分大学 事務局棟 3 階 第 2 会議室

国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程

平成27年1月26日制定 全部改正
平成27年規程第3号

国立大学法人大分大学学部長選考規程（平成16年規程第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第7条の2及び国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第8条第3項の規定により、学部長及び大学院研究科長（以下「学部長等」という。）に関し必要な事項を定める。

（選考の事由）

第2条 学部長等の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- （1） 学部長等の任期が満了するとき。
- （2） 学部長等が辞任を申し出たとき。
- （3） 学部長等が欠員となったとき。
- （4） 学部長等が解任されたとき。

（選考の基準）

第3条 学部長は、当該学部の教授（教授予定者を含む。）のうちから選考する。

2 福祉健康科学研究科長は、当該大学院研究科を担当する教授（教授予定者を含む。）のうちから選考する。

3 福祉健康科学研究科長以外の大学院研究科長は、別表の学部長の欄に規定する学部長をもって充てる。

（選考の手続）

第4条 学長は、学部長等を選考するに当たり、現に学部長等である者又は当該学部若しくは研究科（以下「学部等」という。）の職員に、学部等の状況、課題等及び学部長等としてふさわしい資質・能力等について意見を聴取するものとする。

2 学長は、学部長等を選考する場合は、大学運営における自らの方針を提示した上で、前条に規定する選考の基準に該当する者のうちから、1人又は複数の者を選考し、現に学部長等である者に通知するものとする。

3 前項の規定により選考された者は、同項の方針を踏まえ、その方針に対する見解及び学部等の運営に係る構想について、所信調書（別記様式）を提出する。

4 学長は、前項の規定による所信調書を提出した者について、面談を実施し、必要に応じ、現に学部長等である者又は学部等の職員の意見を聴取し、学部長等を選考するものとする。

（任命）

第5条 学長は、前条に規定する選考の手続を経て、学部長等を任命する。

（公表）

第6条 学長は、前条の規定により学部長等を任命した場合は、次の各号に定める事項を公表する。

- （1） 氏名
- （2） 選考理由
- （3） 所信調書
- （4） その他必要と認める事項

（任期）

第7条 学部長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学部長等に欠員が生じた場合における後任の学部長等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 定年退職日が前二項の規定による任期の満了する日前である学部長等の任期は、前二項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 4 前項の適用を受けた学部長等の後任者の任期は、当該学部長に同項の規定の適用がないものとした場合における残任期間とする。

(評価)

- 第8条 学長は、学部長等の業務執行の状況について把握するよう努めるとともに、学部長等は、学長に対し、その業務執行の状況を報告するものとする。
- 2 学長は、前項の規定による報告等に基づいて、毎年度学部長等を評価するものとする。
 - 3 学部長等の評価に関する手続については、学長が別に定める。

(解任)

- 第9条 学長は、学部長等が次の各号の一に該当する場合は解任することができる。
- (1) 学部長等が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
 - (2) 学部長等に重大な職務上の義務違反があると認めるとき。
 - (3) 前条第2項の規定による評価において、引き続き学部長等として業務を執行することが適当でないと認めるとき。
- 2 学部長等の解任に関する手続については、学長が別に定める。

(雑則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 改正後の国立大学法人大分大学学部長等に関する規程第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年9月30日に任期が満了する学部長等については、その任期は平成28年3月31日までとし、同年8月16日に任命される学部長等については、その任期は同日から平成30年3月31日までとする。

(教育福祉科学部長に関する特例)

- 3 教育福祉科学部長については、平成28年3月31日において教育福祉科学部に在学する者がいなくなる日までの間、教育学部長をもって充てる。

(理工学部設置の特例)

- 4 平成29年4月1日に設置する理工学部の学部長については、第4条及び第5条の規定にかかわらず、同年3月31日において工学部長である者を任命することとし、その任期については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(工学部長に関する特例)

- 5 工学部長については、平成29年3月31日において工学部に在学する者がいなくなる日までの間、理工学部長をもって充てる。

(福祉社会科学研究科長に関する特例)

- 6 福祉社会科学研究科長については、令和2年3月31日において福祉社会科学研究科に在学する者がいなくなる日までの間、福祉健康科学研究科長をもって充てる。

附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第15-1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第62号)

この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 22 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

大学院研究科長	学部長
教育学研究科長	教育学部長
経済学研究科長	経済学部長
医学系研究科長	医学部長
工学研究科長	理工学部長

別記様式（第4条関係）

所 信 調 書
学 部 等
職 名
氏 名

㊟

1 大学運営における方針に対する見解

2 学部運営に係る構想

3 その他

注 この調書の内容は、学部長等選考の参考とし、学部長等に任命された場合は、公表されます。

大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項

平成28年1月13日経済学部教授会決定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程（平成27年規程第3号。以下「法人規程」という。）第4条に規定する学部長の選考に資するため、経済学部長候補者（以下「候補者」という。）の選出に関して、必要な事項を定める。

(候補者の選出)

第2 経済学部教授会（以下「教授会」という。）は、候補者選出のための選挙を行う。

- 2 前項の選挙有資格者は、経済学部の教授、准教授、専任講師及び助教とする。
- 3 第1項による選挙の結果、有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。
- 4 前項に該当する者がいないときは、得票多数の2人について選挙を行う。
- 5 前項による選挙の結果、有効投票数の過半数を得た者を当選者とし、得票同数の場合は、先任順とする。

(選挙の管理)

第3 第2に規定する選挙は、学部長候補者選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）が管理する。

- 2 管理委員会は、教授会において選出した委員若干人をもって組織する。
- 3 管理委員会は、選挙期日を定めて公表するとともに、選挙を行う理由及び選挙の実施に伴う必要な事項を選挙有資格者に通知する。
- 4 前項に規定する通知は、選挙期日の10日前までに行なわなければならない。ただし、法人規程第2条第3項及び同条第4項による場合は、選挙期日の5日前までに通知しなければならない。

(投票)

第4 投票は、管理委員会が定める投票用紙で行い、単記無記名とする。

- 2 不在者投票は実施しない。
- 3 白票は無効とする。
- 4 投票の効力の有無については、管理委員会が決定する。
- 5 選挙は、候補者が決定するまで連続的に実施し、選挙実施中においては、選挙人は会議室に待機するものとする。

(事務)

第5 管理委員会の事務は、経済学部事務部総務係（以下「総務係」という。）において処理する。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか，学部長候補者選出に関し必要な事項は，教授会が別に定める。

付 記

この要項は，平成28年1月13日から実施する。

学部長候補者の選挙に関する経済学部教授会確認事項

昭和48年10月31日教授会決定
 昭和51年 6月 9日一部改正
 平成12年 6月14日一部改正
 平成14年 5月29日一部改正
 平成18年 6月14日一部改正
 平成28年 1月13日一部改正

- | | |
|--------------------|--|
| I 投票方法及び
得票発表形式 | <p>(1) 大分大学経済学部長候補者の選出に関する要項第2に基づく投票を行い、得票順に得票数を発表する。本投票において有効投票数の過半数を得た者を学部長候補者とする。</p> <p>(2) (1)の投票において学部長候補者が決定しない場合は、得票上位2位までについて最終投票を行い、得票順に得票数を発表した上で、得票上位者を学部長候補者に決定する。</p> <p>(3) (2)の投票において、得票最高位者が複数の場合の順位決定については、本学部教授の先任順とし、これが同順位の場合は、准教授の先任順とする。なお、その順位まで同じ場合は、年長の順とする。</p> |
| II 被選挙者の
範囲 | <p>(1) 本学部の教授である者及び教授任用内定者とする。</p> <p>(2) 次の者は、被選挙者としない。ただし、当該者が発令予定日前に任期満了となる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 副学長及び学長補佐 ② 学術情報拠点長 ③ 福祉社会科学研究科長 ④ 学部長に2期在任した者 ⑤ 発令予定日に内地留学又は外地留学中の者その他長期不在者 ⑥ ①～③の内定者 |
| III 辞 退 | 学部長候補者に選出された者は、正当な理由なく辞退できない。 |
| IV 投票及び開票
立 会 人 | 事務長 |

国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程

平成 20 年 12 月 22 日制定

平成 20 年規程第 84 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における内部規則等の種類、制定改廃等に関する手続等については、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「内部規則等」とは、ポリシー等及び内部規則をいう。
- (2) 「ポリシー等」とは、ポリシー、宣言、ガイドライン、基本方針、規範をいう。
- (3) 「内部規則」とは、法人規則、学則（大学院学則を含む。以下同じ。）、規則、規程、細則及び内規をいう。
- (4) 「制定権者」とは、内部規則を制定することができる学長又は第 8 号に規定する部局長等をいう。ただし、学長選考会議が定める規則、規程、細則及び内規の制定権者は、学長選考会議議長とする。
- (5) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成 16 年規程第 14 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する部局及び医学部附属病院とする。ただし、大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程（平成 16 年規程第 73 号）第 1 条に規定する施設は、学内共同教育研究施設等と表し 1 部局とする。
- (6) 「部局長」とは、前項に規定する各部局を掌理する者をいう。この場合において、学内共同教育研究施設等の部局長は、大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会委員長とする。
- (7) 「部門」とは、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成 28 年規程第 61 号）第 2 条に規定する部門をいう。
- (8) 「部局長等」とは、第 6 号に規定する部局長に、国立大学法人大分大学教員組織規程第 4 条第 1 項に規定する部門長を加えた者とする。
- (9) 「主管課等」とは、当該内部規則等に係る事務を所掌する課・室及び学部事務部をいう。

2 学長選考会議が定める規則、規程、細則及び内規は、第 8 条から第 11 条までの規定にかかわらず、学長選考会議が定める。

第 2 章 ポリシー等

(ポリシー等)

第 3 条 ポリシー等は、法人の経営又は大分大学（以下「本学」という。）の教学に関する重要な方針、政策、考え方等を学内外に示すために文章化するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(ポリシー等の検討)

第4条 ポリシー等の制定改廃を行うに当たっては、必要に応じて、関係委員会等において検討を行うものとする。

(ポリシー等の制定手続)

第5条 ポリシー等は、主管課等が起案し、制定改廃の手続をする。

第3章 内部規則

(法人規則)

第6条 法人規則は、法人の組織及び管理運営についての基本的な事項を規定するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(学則)

第7条 学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第8項及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項を規定するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(規則)

第8条 規則は、教育研究及び管理運営に関する重要事項を規定するものとし、内容に応じて経営協議会又は教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て、学長が定める。

(規程)

第9条 規程は、法人規則、学則、規則又は法令等に基づき、教育研究及び管理運営に必要な事項を規定するものとし、次のとおり学長又は部局長等が定める。

- (1) 学長が定める規程は、内容に応じて学長が必要と認める経営協議会若しくは教育研究評議会の審議、又は役員会の議を経て定める。
- (2) 部局長等が定める規程は、部局に設置された教授会、研究科委員会、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会若しくは病院運営委員会又は部門に設置された人事会議の議を経て定める。

(細則)

第10条 細則は、法人規則、学則、規則又は規程を実施するために必要な事項について規定するものとし、学長又は部局長等が定める。

2 部局長等が定める細則は、部局に設置された教授会、研究科委員会、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会若しくは病院運営委員会又は部門に設置された人事会議の議を経て定める。

(内規)

第11条 内規は、規程及び細則の解釈・運用上の約束事項について規定するものとし、学長又は部局長等が定める。

(内部規則の検討)

第12条 内部規則の制定改廃を行うに当たっては、必要に応じて、関係委員会等において検討を行うものとする。

(付議の省略)

第13条 学長が定める規程において、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係審議機関への付議を省略できるものとする。

- (1) 法令又は内部規則の改正に基づく法令名等名称の変更又は適用条項の変更による改正を行う場合
- (2) 組織の設置改廃等に伴う組織名又は職名の変更による改正を行う場合
- (3) 用字、用語及び送り仮名の整備による改正を行う場合
- (4) 元号の改正による改正を行う場合
- (5) その他改正内容が形式的で軽微なものと学長が認める場合

2 前項に規定する付議の省略は、担当理事の責任の下に行うものとし、その判断が困難な場合は、学長と調整するものとする。

3 部局長等が定める規程及び細則において、第1項各号のいずれかに該当する場合は、部局長等の判断により関係審議機関への付議を省略できるものとする。この場合において、第1項第5号の「学長」を「部局長等」に読み替えるものとする。

(内部規則の書式及び形式)

第14条 内部規則の書式は、A4版の左横書きとする。

2 内部規則は、原則として、法令の形式によるものとする。

(事前相談)

第15条 内部規則を制定改廃しようとする主管課等の長は、総務部総務課長に事前相談をするものとする。ただし、第13条に規定する付議の省略を行うときは、事前相談を要しないものとする。

(内部規則の制定手続)

第16条 学長が定める内部規則は、総務部総務課において起案し、制定手続をする。

2 部局長等が定める内部規則は、主管課等が起案し、制定手続をする。

3 部局長等は、前項により制定した内部規則を学長に報告するものとする。

(内部規則の記号及び番号)

第17条 内部規則は、その種類ごとに、当該種類の名称及び番号を付すものとする。

2 前項の番号は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる一連番号とする。

第4章 雑則

(周知)

第18条 ポリシー等及び内部規則の制定改廃を行ったときは、所定の方法により周知する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、ポリシー等及び内部規則の手続等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月22日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、国立大学法人大分大学内部規則の基準に関する規程（平成16年規程第13号）第2条第1項第3号の規定により定められた現に存する内規、要項、要領、申合せ、基準及び指針は、当分の間、従前の例による。
- 3 この規程の施行日の前日において、現に存する全学的なポリシー等は、この規程に基づき作成されたものとみなす。
- 4 国立大学法人大分大学内部規則の基準に関する規程（平成16年規程第13号）は、廃止する。
- 5 第2条第5号の規定にかかわらず、福祉健康科学部が設置されるまでの間、同号中「及び医学部附属病院」とあるのは、「、医学部附属病院及び福祉健康科学部設置室」とする。
- 6 第9条第2号及び第10条第2項の規定にかかわらず、福祉健康科学部が設置されるまでの間、福祉健康科学部の規程及び細則については、福祉健康科学部設置室に置かれた設置室会議の議を経て定める。
- 7 第2条第5号の規定にかかわらず、大学院福祉健康科学研究科が設置されるまでの間、同号中「及び医学部附属病院」とあるのは、「、医学部附属病院及び大学院福祉健康科学研究科設置準備室」とする。
- 8 第9条第2号及び第10条第2項の規定にかかわらず、大学院福祉健康科学研究科が設置されるまでの間、大学院福祉健康科学研究科の規程及び細則については、大学院福祉健康科学研究科設置準備室に置かれた設置準備室会議の議を経て定める。

附 則（平成25年規程第34号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第53号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第69号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第10号）

この規程は、令和元年9月18日から施行する。

国立大学法人大分大学学部長選考規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成 18 年規則第 4 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、学部長の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考機関)

第 2 条 学部長は、学部の教授（教授予定者を含む。）のうちから、当該学部の教授会の議に基づき、学長が選考し、任命する。

(選考の時期)

第 3 条 学部長候補者の選考に関する教授会は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、第 1 号に該当する場合は、任期満了の 1 月前までに、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、速やかに行わなければならない。

(学部長候補者選定の方法)

第 4 条 教授会は、学部長候補となるべき適任者を選定するため、学部長候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学部長又はその代理者
- (2) 当該学部の教授、准教授、専任講師、助教及び助手のうちから互選した者 5 人以上

3 委員会は、大学の内外から学部長候補となるべき適任者 2 人ないし 3 人を選定し、教授会に報告する。

4 委員会の議事の運営方法は、教授会が定める。

(選挙の方法)

第 5 条 教授会は、前条第 3 項により選定された適任者のうちから、学部長候補者を選出するため、選挙を行う。

2 前項の選挙有資格者は、当該学部の教授、准教授、専任講師、助教及び助手とする。

3 選挙の当選者は、有効投票数の過半数を得た者とする。

4 前項に該当する者がいないときは、得票多数の 2 人についてさらに投票を行ない、得票多数の者を当選者とする。この場合において、得票が同数であるときは、教授会が定めた者を当選者とする。

(選挙事務の管理)

第 6 条 前条の選挙に関する事務は、学部長又はその代理者が管理する。

(学部長候補者の決定)

第 7 条 教授会は、第 5 条の選挙の結果を参考として、学部長候補者を決定する。

第 8 条 学部長は、前条により決定した学部長候補者を学長に報告する。

(学部長の任期)

第 9 条 学部長の任期は、2 年とする。ただし、再任は 1 回までとする。

(雑則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（平成１６年規程第４１号）

- １ この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
- ２ 初代学部長の任期は、第９条の規定にかかわらず、「法人化後の大分大学における初代役員及び初代役職者等の選考方針（平成１６年１月２１日開催評議会決定）」により次のとおりとする。

学部長名	任 期
教育福祉科学部長	平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日まで
経済学部長	平成１６年４月１日から平成１６年８月１５日まで
医学部長	平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日まで
工学部長	平成１６年４月１日から平成１８年１月２６日まで

附 則（平成１７年規程第９８号）

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成１８年規程第７０号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年規程第１０号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

大分大学経済学部長選考規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学学部長選考規程（平成16年規程第41号。以下「法人規程」という。）第10条に基づき、経済学部長候補者の選考に関して、必要な事項を定める。

(選定委員会)

第2条 法人規程第4条の選定委員会の委員は、本学部教授会構成員をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

4 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(候補者の選出)

第3条 選定委員会は、単記無記名投票による選挙を行い、学部長候補者となるべき適任者3人を選出する。

2 前項の選挙は、選定委員会が管理する。

3 委員長は、第1項の選挙の結果及び学部長候補者となるべき適任者3人の氏名及び略歴等を、教授会に報告するとともにすみやかに選挙資格者に通報しなければならない。

(候補者の選出)

第4条 教授会は、前条第3項の報告に基づき、学部長候補者選出のための選挙を行う。

2 前項による選挙の結果、有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。

3 前項に該当する者がいないときは、得票多数の2人について選挙を行う。

4 前項による選挙の結果、有効投票数の過半数を得た者を当選者とし、得票同数の場合は、先任順とする。

(選挙の管理)

第5条 前条の選挙は、学部長候補者選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）が管理する。

2 管理委員会は、教授会において選出した委員若干人をもって組織する。

(投票)

第6条 投票は、管理委員会が定める投票用紙で行い、単記無記名とする。

2 不在者投票は認めない。

3 白票は無効とする。

4 投票の効力の有無については、管理委員会が決定する。

(学部長の任期)

第7条 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回までとする。

(事務)

第8条 選定委員会及び管理委員会の事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学部長選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年経済学部規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年経済学部規程第 2 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 8 月 8 日

国立大学法人大分大学長
北 野 正 剛 殿

学 部 等 名 経済学部
職 学部長
氏 名 大 崎 美 泉

学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について

1 学部等の現状、課題等

経済学部は、これまでの歴史の中で、大学院経済学研究科修士課程の新設、学部の3学科体制化（経済、経営システム、地域システム）、博士後期課程の設置というように教育・研究体制の整備を着実にやってきた。そして、平成29年4月、経済学部第4の学科である『社会イノベーション学科』を新設するに至った。

本学部は、経済学、経営学を中心とする社会科学の諸分野につき、「基礎から応用あるいは実践に至るまでを幅広く学習することによって、経済社会の動向を的確に把握し、社会の中核となる人材を養成すること」を教育目的とし、グローバルな視野を育む教育や地域課題探求型教育プログラムを展開することにより、学生の能動的学習を促す教育の実施と教育体制の整備に努めてきた。

また、経済学、経営学を中心に理論と実践のバランスを図りながら、地域社会や企業との連携を実現する幅広い研究活動、ならびにグローバル化やデジタル化の進展に伴う経済構造や企業行動の変化に関する研究を進める中で、国内外の諸機関との研究交流にも努力してきた。ミッション再定義でも、地方再生という社会的ニーズに応えるため、大分のみならず九州の課題解決に向けた地域経済に関する総合的な研究に組織を挙げて取り組むことが求められている。

大学院では、秋季入試の実施等入学者の受入に関する改善の成果は現れてきているものの、定員問題、実践的教育のより一層の展開といった課題が残っている。

大学を取り巻く環境は急激に変化し、『国立大学改革方針』では、国立大学はイノベーションを創出する人材の集積拠点として、知識集約型社会を実現する重要な役割を果たし、社会変革の原動力となるべきであると記されている。それを実現するためには、徹底的な教育改革、地域への高度な知の提供、高度で多様な頭脳循環、柔軟なネットワーク等の方向性の下に徹底的な改革を全学と協働して進めていくことが求められている。

2 学部長にふさわしい（学部長として求められる）資質・能力等

上記の課題を踏まえ、次期の学部長には、任期中、以下の点を進めることが求められる。

- ・学科改組に伴う教育課程の滞りない進展
- ・教育内容を含めた大学院経済学研究科の改組
- ・デジタル化その他の社会的ニーズに合致した研究活動の展開
- ・教育・研究における企業や自治体との連携強化
- ・学生の派遣や研究者の交流といった国際化の推進
- ・全学との協調体制の構築

これらの課題への対応と合わせて、学部運営に係わる管理能力、ならびに構成員との良好な信頼関係の構築なども必要である。これらの点と経済学部教授会の意向を総合的に勘案し、次期の学部長には石井まこと教授が適任と考える。

3 その他

特に、ございません。

送信者 市原 宏一 <ich@oita-u.ac.jp>
 受信者 ecml-all@ees.ec.oita-u.ac.jp
 受信日 2019/08/12 12:53:11
 送信日 2019/08/12 12:52:53
 件名 [ecml-all 03695] 学部長選挙結果が反映されていないことについての要請

大崎学部長、高見教授、
 経済学部構成員のみなさま

市原宏一、西村善博です

夏季休暇中に失礼いたします。メーリングリストをつかって休暇中にみなさまに連絡をするのは本望ではありませんが、時間が差し迫っていると考え、メールを送ります。

ご承知のように、8月8日、学部長候補者選出のための臨時教授会が開催され、選挙の結果、石井教授が候補者として選出され、大崎学部長が北野学長に対して、従来慣行を踏まえ、石井教授一名のみを推薦することが確認されました。しかし、臨時教授会後行われた学長からの聴取にあたり、大崎学部長は、選挙結果と上記確認にもかかわらず、石井教授一名だけを記載した文書を学長に提出せず、学長からの求めに応じて、選挙にて投票のあった5名全員の名前を挙げてしまった、とのことでした。また、その際北野学長には順位や投票数は通知していません。

その後、北野学長から高見教授一名のみに、直接電話で学部長候補者就任の要請があり、これをうけ高見教授は8月16日には北野学長に対して学部長候補者としての所信表明を提出しに行く予定と聞いています。

以上の事実関係について、大崎学部長、高見教授から修正、補足があるようでしたら、当メールへの返信で全員に周知できる形でご指摘ください。

こうした状況に、事態を知った教授会構成員の方々から、私たちのもとに、もし、8月7日教授会で立候補の意思を示していなかった高見教授が、このまま8月16日に学長へ所信表明を提出されるならば、8月8日の教授会、およびそこで示された学部構成員の意見がないがしろにされる、本学部の将来だけでなく、他学部にも全学的に悪しき前例となってしまう、等々の意見や、さらには怒り、失意、落胆の声が届いています。私たちもまた同様に考えます。

北野学長への所信表明の提出がお盆明けの8月16日、他方で臨時教授会は19日であるため、メーリングリストを利用させていただき、以下の提案を大崎学部長、高見教授をはじめ、教授会構成員の皆様にご提案させていただきたいと思っております。

第一に、大崎学部長は、本来学長に渡すはずだった石井教授一名のみを学部長候補として記載した文書を当初の予定通り学長に提出し、あらためて、8日の学長からの聴取に際して報告に誤りがあり、8月8日学部教授会で確認したとおりに、学部長候補者の適格者が石井教授一人、と学長に報告する。

第二に、高見教授は、8月8日学部教授会で確認したとおりに、学部長候補者の適格者が石井教授一人、であることをふまえ、8月16日の学長への所信表明提出は行わない。

第三に、大崎学部長は、19日教授会で、この経緯を報告し、教授会構成員に事態の共有を図るとともに、教授会構成員全員でこの問題の対応を協議する。

最後に、教授会構成員の皆様には、この一連の事態は、今後の学部運営を左右するほどの深刻な問題であることを共有いただき、是非、大崎学部長、高見教授に上記と同様な要請をお願いしたいと思います。

また、8月15日までにみなさまのご意見をこのメーリングリストで表明いただく、ないし匿名ならば、グーグルフォーム (<https://forms.gle/vhnhp92yXXPxLn3G6>) を用いて、ご意見を表明いただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

Title: Requests to Profs. Osaki and Takami on Dean Election

Dear Prof. Osaki, Prof. Takami and all colleagues,

Though we do not want to disturb you on holidays, the issue is so serious that we decided to use a mailing list to share the information with all our staff.

As we all know, an extraordinary faculty meeting was held on August 8 to select a candidate for the next dean. Prof. Ishii was selected as the candidate and it was confirmed by convention that the incumbent dean, Prof. Osaki, would write to the President a recommendation for Prof. Ishii as one and only candidate for our dean.

However, when President Kitano asked Prof. Osaki about this issue, Prof. Osaki listed all five names of professors who had got the vote(s) and failed to tell the President the election result. Also, Prof. Osaki did not inform the President how many votes these five professors had got respectively.

After that, the President called Prof. Takami to be a candidate for the next dean and Prof. Takami accepted it. We heard Prof. Takami is to

submit his manifesto as the next dean on August 16. If the above story includes something wrong, we would like Profs. Osaki and/or Takami to make amendments by using a mailing list.

Prof. Takami did not show any will to be a candidate for the dean by August 7. If Prof. Takami submitted the manifesto to the President on August 16, the election result would be ignored. This would be a bad precedent for our university. Many members of our faculty have expressed their anger, frustration and disappointment.

The next faculty meeting is scheduled on August 19, after the deadline of the submission of the manifesto. As such, we use this mailing list to propose the followings:

1. Prof. Osaki must correct his wrong report to the President and tell the President that Prof. Ishii is one and only candidate for our dean, following the election result on August 8.
2. Prof. Takami must not submit the manifesto as a candidate for our dean on August 16.
3. Prof. Osaki must report to the faculty meeting this issue on August 19 and let all our faculty members consider how to deal with it.

Last but not least, we ask all our faculty members to take this issue seriously and to request the above three to Profs. Osaki and Takami. Also, we want to know your opinions regarding this issue by August 15. Please use this mailing list to share your views. If you want to stay anonymous, use the Google Form (<https://forms.gle/vhnhp92yXXPxLn3G6>).

大分大学経済学部

市原宏一

ich@oita-u.ac.jp

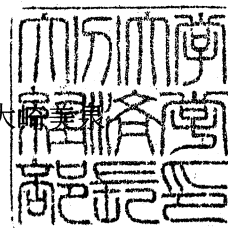
tel.097-554-7719

令和元年8月16日

国立大学法人大分大学学長
北野正剛殿

次期学部長適任者に関わる意見聴取における経済学部長の瑕疵について

経済学部学部長 大崎美泉



令和元年8月8日の次期学部長候補者に関する意見聴取において、経済学部長である私大崎美泉が学部教授会決定および学部手続に反し、次期学部長の適任として、石井まこと教授一名のみを報告すべきところ、誤って5名を挙げました。つきましては、私の報告に誤りがあるため、あらためて「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」を提出いたします。あわせて、令和元年8月8日に開催された経済学部長候補者選挙の結果が下記の通りであることを報告します。

記

投票総数 41票
有効投票 41票
無効投票 0票
白票 0票

第1位	石井まこと	票
第2位	高見博之	票
第3位		票
第4位		票
同順位		票

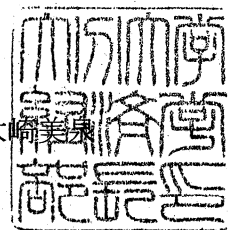
以上

令和元年8月16日

国立大学法人大分大学学長
北野正剛殿

高見博之候補者による所信調書提出取りやめについて

経済学部学部長 大崎美泉



令和元年8月8日の次期学部長候補者に関する意見聴取において、経済学部長である私大崎美泉が学部教授会決定および学部手続に反し、次期学部長の適任として、石井まこと教授一名のみを報告すべきところ、誤って5名を挙げました。つきましては、私の報告に誤りがあるため、あらためて「学部等の現状，課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」を提出し、本日期限である高見博之候補者による所信調書提出は、私の判断で取りやめるよう求めましたので、ここに通知いたします。

以上

送信者 経済学部長 <kebucho@oita-u.ac.jp>
受信者 ecml-all@ees.ec.oita-u.ac.jp
受信日 2019/08/16 13:15:39
送信日 2019/08/16 13:15:18
件名 [ecml-all 03728] 学長への書類の提出について

経済学部のみなさま

大崎です。

経済学部のみなさまには、大変ご心配をおかけしております。

本日の4役会での結論に基づき、今しがた、添付にあります次期学部長選考に関わる書類3通を学長あてに提出いたしました。

なお、これまでの経緯を含め、詳しいことは教授会でご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

.....
大分大学経済学部長 大崎 美泉
〒870-1192 大分市大字旦野原700番地
E-mail: kebucho@oita-u.ac.jp

ファイル添付

学部長用候補者 2.docx
学部等の現状, 課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について('19.8.9).docx

送信者 経済学部長 <kebucho@oita-u.ac.jp>
受信者 ecml-all@ees.ec.oita-u.ac.jp
受信日 2019/08/16 13:23:47
送信日 2019/08/16 13:23:30
件名 [ecml-all 03729] 追伸

経済学部のみなさま

大崎です。
なお、先程のメールの添付文書は、
「8月8日教授会で決定した手続きが履行できるよう」
学長あてにて提出したものです。

.....
大分大学経済学部長 大崎 美泉
〒870-1192 大分市大字旦野原700番地
E-mail: kebucho@oita-u.ac.jp